

宇都宮市マイホーム取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付するマイホーム取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市の拠点区域において自己の居住する住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において、その取得に要する費用の一部を補助することにより、拠点の形成及び定住人口の増加の促進並びに少子高齢化への対応を図り、もってNCCの形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第81条第2項第2号の規定に基づき市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (2) 都市機能誘導区域 法第81条第2項第3号の規定に基づき市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (3) 高次都市機能誘導区域 高次都市機能誘導区域として市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (4) 地区計画区域 市街化調整区域に存する地区計画区域のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 地域拠点（法第81条第1項の規定に基づき市の立地適正化計画に設定する区域をいう。）で適用する区域
 - イ 地域拠点に含まれる8校を除く19校の小学校の周辺で適用する区域
- (5) 取得 住宅について所有権の保存又は移転の登記を完了することをいう。
- (6) 持家 自ら居住するため取得した住宅であって、貸し出したものでないものをいう。
- (7) 所得 市区町村から交付される所得を証明する証明書に記載された所得の額をいう。
- (8) 住宅ローン 住宅を新築し、又は購入することを目的とした銀行、信用金庫、信用組合その他の金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構からの借入金をいう。
- (9) 市外転入者 次に掲げる者をいう。
 - ア 直近の転入日（市に住民登録した日をいう。以下同じ。）からさかのぼり連続して2年以上市外に在住し、かつ、当該転入日から1年以内に住宅を取得した者

イ 住宅を取得した者の世帯に属するものが、直近の転入日からさかのぼり連続して2年以上市外に在住し、かつ、補助金の申請の日（以下「申請日」という。）において当該転入日から1年以内であるもの

(10) 市内転居者 前号ア及びイに該当しない者をいう。

(11) 高校3年生相当までの子 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子をいう。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 所在地の全部又は一部が高次都市機能誘導区域、都市機能誘導区域、居住誘導区域又は地区計画区域（以下これらを「補助対象区域」という。）のいずれかに含まれていること。

(2) 居住の用に供する部分の延床面積が25平方メートル以上であること。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者は、申請日において次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 補助対象住宅を取得した者であること。

(2) 世帯に属する者のいずれもが、補助対象住宅の所在地に住民登録していること。

(3) 世帯に属する者のいずれもが、建物の所有権の保存又は移転の登記に関する登記受付日（以下「住宅取得日」という。）からさかのぼり1年以内に、補助対象区域内の持家に居住していないこと。

(4) 世帯に属する者のいずれもが、市内に持家としての住宅を取得していないこと。

(5) 世帯に属する者（高校3年生相当までの子を除く。）のすべての前年（1月から5月までの申請にあつては前々年）の所得の合計が1,280万円（世帯に属する者が2人以上の場合には、世帯に属する者の数から1を控除して得た数に38万円を乗じた額を1,280万円に加えて得た額）以下であること。

(6) 住宅ローンの返済期間が10年（120月）以上であること。

(7) 世帯に属する者（高校3年生相当までの子を除く。）のいずれもが、市税の滞納がないこと。

(8) 世帯に属する者のいずれもが、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する密接関係者でないこと。

(9) 自治会に加入していること。

(10) 補助対象住宅を取得した者のいずれもが、過去にこの要綱又は廃止前の住宅取得支援事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(11) 世帯に属する者のいずれもが、補助対象住宅の取得に関し、この要綱又は別に定める他の制度によ

る補助金等の交付を受けていないこと。

(補助金の額の算出)

第6条 補助金の額は、世帯に属する者のいずれかが市外転入者である場合又は世帯に属する世帯に属する者のいずれかが市内転居者である場合に应じ、別表第1に掲げる項目のうち該当するものに係る補助金の額を合計した額とする。

(事前申込)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事前申込者」という。）は、住宅ローンの契約締結の日（以下「住宅ローン契約日」という。）以前に、補助金事前申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事前申込書の提出の日から1年以内に、事前申込者から次条第1項に規定する補助金交付申請書兼請求書の提出がなかったときは、事前申込の取り下げがあったものとみなす。

(交付の申請等)

第8条 事前申込者は、住宅取得日から6か月以内に、補助金交付申請書兼請求書に別表第2に掲げる書類若しくはこれらの写し又は同表に掲げる書類に類するものとして市長が認めるものを添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により必要な情報を確認できる場合には、該当するものの提出を省略することができる。

2 市長は、前項に規定する交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）から補助金交付申請書兼請求書等の提出を受けたときは、規則第12条の規定により実績報告があったものとみなす。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 交付の決定の日から5年以内に補助対象住宅の所在地から住民登録を異動しないこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(2) その他必要と認めるもの

3 前項第1号ただし書きのやむを得ない事情が生じたときは、当該申請者は、異動事項届出書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定したものとみなし、同条に規定する補助金の額の通知については、第1項に規定する補助金交付決定通知書によりなされたものとみなす。

5 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者から規則第15条第3項の規定

により書類の提出があったものとみなし、同条第1項の規定により、補助金の支払を行うものとする。

6 市長は、第1項に規定する審査の結果、適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(交付の決定の取消)

第10条 市長は、交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を取り消すことができる。

(1) 規則若しくはこの要綱に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

(2) 交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消を行った場合は、補助金交付決定取消通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、申請者の当該取消に係る部分について既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項及び第3項の規定により、当該補助金の全部又は一部の返還を当該交付の決定を受けた者に対して、補助金返還命令書により期限を定めて当該補助金の返還を求めることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた者は、前項の命令書に記載のある期限内に、規則第18条の規定により当該補助金を市長に返還しなければならない。

(市への協力)

第12条 申請者は、本市の住宅政策に関する広報活動等について、要請があった際は可能な限り協力するものとする。

(様式)

第13条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文 (平成30年4月1日告示第155号)

平成30年4月1日から適用する。

改正文 (平成31年4月1日告示第122号)

平成31年4月1日から適用する。

改正文 (令和3年4月1日告示第136号)

令和3年4月1日から適用する。

改正文

令和4年4月1日から適用する。

改正文

令和5年4月1日から適用する。

改正文（令和6年3月19日告示第77号）

令和6年4月1日から適用する。

改正文（令和6年12月10日告示第394-2号）

令和7年度分の補助金から適用する。ただし、住宅ローン契約日が令和7年3月31日以前のものについては、改正後の第7条に規定する事前申込は不要とする。

改正文（令和7年2月18日告示第49号）

令和7年度分の補助金から適用する。ただし、住宅ローン契約日が令和7年3月31日以前のものについては、改正後の第7条に規定する事前申込は不要とする。

改正文（令和8年3月18日告示第 号）

令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

区分	項目	世帯に属する者のいずれかが市外転入者である場合の補助金の額	世帯に属するいずれもが市内転居者である場合の補助金の額
基本項目	補助対象住宅の取得	20万円	10万円
加算項目1	高次都市機能誘導区域内の住宅の取得	15万円を加算	15万円を加算
	東京圏からの転入	15万円を加算	
	築20年以上の住宅の取得	15万円を加算	15万円を加算
加算項目2	(1) 中古住宅の取得	1項目につき5万円を加算（上限20万円。ただし、単身女性の場合には、1項目以上該当で	1項目につき5万円を加算（上限10万円。ただし、単身女性の場合には、1項目以上該当で
	(2) 長期優良住宅の取得		
	(3) 二世帯住宅の取得		
	(4) 多世代同居又は近居		

(5) 市内勤務 (6) 二地域居住 (7) 地域活力向上対象地域居住 (8) テレワーク勤務	20万円を加算)	10万円を加算)
高校3年生相当までの子の同居	高校3年生相当までの子 1人につき5万円を加算 (上限なし)	高校3年生相当までの子 1人につき5万円を加算 (上限なし)

備考

- 1 東京圏 東京都，神奈川県，埼玉県又は千葉県をいう。
- 2 中古住宅 新築の日から住宅取得日までに1年を経過した住宅又は申請者以外のものの所有権保存の登記のある住宅をいう。
- 3 長期優良住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づき長期優良住宅の認定を受けた住宅をいう。
- 4 二世帯住宅 各世帯が壁や建具により遮断され他方の世帯と分離独立していること，各世帯が自己の専用部分だけで生活できるよう専用の台所，風呂，便所等が備わり利用上独立していること及び区分所有を行わないことのいずれも満たす住宅をいう。
- 5 多世代同居 世帯に属する者のいずれかの直系尊属又は直系卑属が，3世代以上で補助対象住宅に居住することをいう。
- 6 近居 世帯に属する者のいずれかの直系尊属又は直系卑属が，補助対象者と同一又は隣接の小学校区内に別に居住していることをいう。
- 7 市内勤務 世帯に属する者のいずれかが，労働者，法人の役員又は個人事業者であって，市内で勤務するもの（労働者の場合には，予定を含む。）をいう。
- 8 二地域居住 世帯に属する者のいずれかが，市外に自己の居住の用に供する住宅を所有し，又は賃貸借契約により借り受けていることをいう。
- 9 地域活力向上対象地域 富屋小学校，平石中央小学校，篠井小学校，城山西小学校，国本西小学区，清原北小学校又は上河内東小学校の通学区区域内であり，かつ，地区計画区域内の地域をいう。
- 10 テレワーク勤務 世帯に属する者のいずれかが，市外の事業所に勤務する労働者，法人の役員又は個人事業者であって，情報通信機器を利用して在宅勤務することができる勤務形態であることをいう。

別表第2（第8条関係）

1	補助対象住宅に係る建物の登記事項証明書（以下「登記事項証明書」という。）
2	住民登録，市税の納付状況その他補助金に係る事項について市が行う別に定める個人情報調査の同意書
3	補助対象住宅の取得に係る当初借入金額，返済期間，契約日及び契約者名を確認できる住宅ローン契約書，返済予定表又は残高証明書
4	補助対象住宅の取得に係る金額，契約日，契約者名を確認できる工事請負契約書又は売買契約書
5	世帯に属する者のすべての所得を証明する市区町村が発行する課税証明書又は所得証明書（補助金を申請する年の1月1日時点で，市外に住民登録していた場合に限る。）
6	別に定める自治会加入宣誓書
7	長期優良住宅認定通知書（長期優良住宅の加算項目を申請する場合に限る。）
8	住宅の平面図（二世帯住宅）
9	多世代同居の者が世帯に属する者のいずれかの直系尊属又は直系卑属であることを確認できる戸籍全部事項証明書（同居世帯が同一の世帯でない場合に限る。）及び当該多世代同居の者が同意した第2項の同意書（いずれの書類も多世代同居の加算項目を申請する場合に限る。）
10	近居の者が世帯に属する者のいずれかの直系尊属又は直系卑属であることを確認できる戸籍全部事項証明書及び当該近居の者が同意した第2項の同意書（いずれの書類も近居の加算項目を申請する場合に限る。）
11	市内の事業所に勤務していることを確認できる次のいずれかの書類（市内勤務の加算項目を申請する場合に限る。） (1) 別に定める市内勤務証明書又は市内勤務予定証明書 (2) 直近の給与明細，社員証又は勤務先の名刺等で勤務先の所在地を確認できるもの (3) 直近の確定申告書又は開業届
12	母子手帳の発行年月日及び経過を確認できるページ（高校3年生相当までの子の同居の加算を申請する場合で胎児がいるときに限る。）
13	市外に自己の居住の用に供する住宅を所有し，又は賃貸借契約により借り受けていることを確認できる次のいずれかの書類（二地域居住の加算項目を申請する場合に限る。） (1) 所有については，登記事項証明書

	(2) 借受については、賃貸借契約書
1 4	別に定めるテレワーク勤務証明書（テレワーク勤務の加算項目を申請する場合に限る。）
1 5	その他市長が必要と認める書類